

## 議案第16号

清水町労働者福祉資金融資条例を廃止する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成29年3月7日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町労働者福祉資金融資条例を廃止する条例

清水町労働者福祉資金融資条例(昭和48年清水町条例第16号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。